

視察及び意見交換会／Bコース

11月9日(木) 午前 (於 松本市文書館)

市町村合併・広域化と史料保存

.....

コーディネーター 小松 芳郎 (松本市文書館)
司 会 山本 幸俊 (上越市史編さん室)
記 録 高橋 潔 (さいたま市市政情報課)

司会・山本 幸俊 (大会企画委員)

(松本市助役の萩原氏から挨拶及び松本市文書館の概略の説明の後)意見交換会を始めます。

コーディネーター 小松 芳郎 (松本市文書館)

それでは、この場でまとまるほど簡単な問題ではないと思いますが、皆さんから意見をお聞

きして、情報交換を図りながら進めていきたい
と思います。

安田 公寛氏 (本渡市長)

今回、はじめてこの大会に参加して大変勉強
になりましたが、同時にこれだけの活動を行っ
ている全史料協の存在が、まだ全国の末端の自

治体まで伝わっていないという現状が残念でなりません。また、今進められている市町村合併、情報公開条例の制定、行政の電子化、この3つの大きな動きにより、行政文書が大量に廃棄されてしまうであろうという危機感を強めました。

先日、総務大臣に対し、史料保存に関する要請書を提出されるというお話をお聞きしましたが、それと同時に「行政文書はその後、歴史資料になるものである」ということを理解してもらうため、全史料協から全国の自治体に向けて呼び掛け、全国各地でそれをどう保存していくべきか検討していくことが大切であると強く感じております。

市町村合併については、支援プランが平成13年8月30日に総務省から出され、総務大臣を中心に各省の副大臣が参加するプロジェクトチームも作られています。この支援プランのほとんどが合併を阻害する要因を除去するものや、合併しやすいように規制を緩和する内容になっています。

合併するにあたって欠落してならない問題として「それぞれの町が持っている行政文書をどうすべきか」また「保存するために、国は支援してくれるのか」ということが挙げられます。「行政文書の保存が困難な場合は国が支援する」という内容の一文を、支援プランに付け加えてもらうことが必要と思われます。

私は今後、全国の市町村会や知事会などに働きかけ、この大会で感じたことを自治体の立場で訴えていこうと思っています。全史料協の皆さんは、全史料協の立場で各自治体に声を掛けていってください。行政文書を歴史的資料として保存し、これからの街づくりに役立てていかなければなりません。

これらの働きかけは、全国のほとんどの市民に認知されていない公文書館、文書館を全国に普及させるチャンスであると思っています。この市町村合併という動きを一つの契機として積極的に取り組んでいってほしいと願っております。

小松

続いて、松本市の事例を申し上げます。松本市は昭和29年に広域合併をし、合併後、旧役場に当時の役場の文書が残されましたが、徐々に廃棄されていきました。

平成元年に市史編さんがはじまり、支所・出張所を訪問し、捨てないよう、さわらないように指示し、埃を払い、薰蒸し編さん所で整理し、3年前の文書館設置の際に、村ごとに配架しました。当時の行政文書の存在について、近隣の市町村に確認したところ、ほとんどが廃棄されていました。

現在、松本市も広域合併に向けて動き始めておりますが、これまでの経験を踏まえてどのように動いていくかを思案しているところです。また、市町村合併支援プランの窓口から合併に関するいろいろな意見を求められておりますので、松本市文書館として、全史料協資料保存委員会としても働きかけていきたいと思っています。

曽根 妙子（横浜市総務局法制課市史編集室）

横浜市は、昭和14年に昭和の大合併を行い18か町村が合併しましたが、その当時の行政文書はほとんど残っていません。わずかに残った資料については、昭和30年末にマイクロフィルムに撮影されました。ところが横浜市では、マイクロ化したものについては、そのフィルムを原本とする（登録認証方式）という方針がとられており、原資料を廃棄してしまいました。当時の市史編集室（昭和29年に設置）の担当者は、撮影後に綴りひもが取られ、ばらばらになった行政文書の残骸をゴミの中から拾い出し現在に伝えております。文書保存箱に換算すると10箱分程が市史編集室に残されたという現状です。

市町村が合併し、行政文書が保存されるかどうかという問題は、自治体職員の啓発に大きく関わってくるものと思われます。行政文書を残すためには、合併する市町村の職員それぞれに対し、自治体史編さん担当の職員、若しくは文書館の職員が、啓発や連絡調整など積極的に働きかけていかなければならないと思います。

小松

市史編さんの立場からの意見をいただきました。自治体史の編さんは、古文書だけでなく近代文書や現用の行政文書の全てを含めたものであると思います。全史料協には、自治体史編さん担当の職員の方が大勢おられますが、直接文書を担当している職員の方が少なく、大会にも参加されていません。職員の啓発という点におきましては、この大会に参加した者が職場に戻り、ここで学んだ事を伝達・研修していくことが必要と思います。

香西 俊紀（香川県立文書館）

香川県におきましては、来年4月以降2つの合併市が誕生する予定であります。香川県では、合併による資料の散逸を防ぐための啓発活動として、9月から2ヶ月に渡り県立文書館において合併に関する企画展示を行いました。その展示会は、合併の協定書の原本を借用し展示することができたことなどで話題となりニュースでも取り上げられました。

また、来月の12月4日には、香川県内5市38町の職員を集め、合併時における文書保存のための勉強会を開催する予定です。この勉強会の前に合併を控えた市町村の中に置かれている事務当局の長を訪問し、この意見交換会で学んだことを話し合う必要があると感じています。

県の文書館が意欲を示していけば、市町村にも影響を与えられると思います。

小松

都道府県レベルの施設からの合併を控えた市町村との関わり方について、参考になる意見をいただきました。

玉城 玲子（向日市文化資料館）

向日市では、明治22年の合併の際に残された文書を目録化し報告した際、また、明治10年頃からの区長日誌の一部を翻刻する際などにも、多くの方々から「捨てなくてよかった」という声を聞きました。

合併し、大きな市に飲み込まれた市町村の個性は、その後、飲み込んだ市のイメージの中に埋没することになります。必ずその個性・その歴史を探る動きが出てくることでしょう。考古資料や民俗資料と違い「行政文書は、誰にでも読むことができる資料」であり、地域の歴史を探るための最高の素材であると思います。

私自身の経験ですが、市の総合計画を作成する実行委員会に参加し、意見を述べた際に、過去の行政文書が大いに参考となりました。「街づくり」・「地域づくり」の資料としても大切に残していくべきであると、私たち自身が強く認識し訴えていく必要があると思いました。

小松

土地の個性を示す地域の文書、街づくりにも役立つ文書を残すため、自信をもって呼び掛けていこうという意見でした。

続きまして、平成13年5月1日に「さいたま市」が発足しましたが、浦和・大宮・与野の行政文書が現在どのような取扱いになっているのかお聞きしたいのですが。

高橋 潔（さいたま市総務部市政情報課）

さいたま市の合併におきましては、旧3市とも合併以前から行政文書の保存・収集に取り組んでいたため、合併の話し合いの際に混乱はありませんでした。

具体的には、市史編纂事務研究会（担当者レベルでの研究会）での話し合いの中で、行政文書の保存の重要性をアピールしていくことも兼ねて、様々な事業調書のなかに「行政文書の収集・整理・保存事業」を盛り込み、合併協議会事務局に提出しました。

行政文書を収集し保存していくことは、将来に向けての重要な「市民サービス」であると思います。幸い、さいたま市では事務事業に「行政文書の収集・整理・保存」を盛り込むことができました。他の市町村においても合併時には「合併前の行政文書を廃棄してしまうことは市民サービスの低下である」「行政文書を収集・整理・保存することは自治体にとって大切な仕

事である」と主張して行ってほしいと思います。

また、本庁舎として使用されることの決まった旧浦和市役所には職員が急増したため、執務室が不足することとなり、旧浦和の資料保管庫及び作業室は近くの貸しビルに移転しました。そして普段の業務に使用する必要最小限の資料のみが運び込まれました。残りの資料は市内各地の保管庫に分散したままの状態となっています。これらの資料を整理して利用できる態勢を作ることと、今後増え続ける行政文書の保管場所を確保することがこれからの課題です。

小松

保管場所の確保については、非常に大きな問題となります。松本市でも、文書館が設立した1年目、「近隣市町村に文書館はないが、合併することになった場合、資料の保管場所はどうか」という議会質問が出ました。市長は資料の全てを松本市が引き受けると答弁しました。私は、一方所に集中管理ができなければ分散していてもいいと考えています。「保管場所がないから廃棄する」「じゃまだから捨てる」では困るので、発想の転換をしてもらう必要があります。

新井 浩文（埼玉県立文書館）

さいたま市の合併について少し補足しますが、3市は以前から文書管理規定を設け、廃棄文書の収集をおこなっていました。合併前に制度を整えて準備しておくことが大事かと思います。

また、これは埼玉県内の事例ですが、合併の際に自治体史の編さんを行い、原本は残らずとも活字として1冊の記録を残すことができたという市町村があります。合併の際には合併史等の記録を残すことが必要だと思います。

この一連の合併問題について、都道府県単位の協議会が連携をとり、それぞれの中でキャンペーンをしていくことが、最初の取り組みではないかと思います。今年5月の埼玉県地域史料保存活用連絡協議会の総会では、市町村合併の歴史に関する講演会を行いました。関心度の高い内容を多く取り上げ、県レベルから全国に広げていく動きが必要だと思います。

小松

県単位の協議会が徐々に発足しつつありますが、協議会を作るだけでなく、そこに加盟している市町村に対し、啓発活動をしていくことが重要です。

小川千代子（国際史料研究所）

私は現在、学校（現在廃校）史の編さんに参加しておりますが、吸収した側の学校では、編さんに使用した資料の保存を考えていないようなので、廃棄されてしまう可能性があります。このような事例はあらゆる組織に対し考えられることだと思います。

中國 裕（青森県県史編さん室）

青森県には戦前の行政文書がありません。一般の職員の資料保存に関する意識も低く、文書館設置の必要性についても説得力が無く苦労しております。

この大会に参加して、文書館の大部分が行政の上層部が動いて作られたものであるということに改めて感じました。一般職員への啓発も必要なのですが、これからは上層部へ働きかけていく必要があると思われます。働きかけの一手段として、新聞・テレビ・インターネット等のメディアを利用した広報活動の強化をしていくことが挙げられます。

大庭 幸生（北星学園大学）

法務省では80年で処分するよう指導されている、戸籍及び除籍謄本の具体的な保存についてお聞きしたいのですが。

小松

松本市では、合併前の文書はそのまま残っています。また、現用のものについてはマイクロ撮影がすでに進められていますが、原簿の処分についてはまだ具体的な話をしていません。

司会

新潟県の新潟県歴史資料保存活用連絡協議会の研修会におきまして、県内の市町村で法務局

から戸籍関係の資料の廃棄に関する指示があったと話題になりました。具体的な根拠については分かりませんが確かに大きな動きがあるようです。

大庭

戸籍を保管している市町村と法務局の双方から聞きましたが、法務省の通達が80年を経過した文書は廃棄してよい、むしろ捨てるよう指導しているとのこと。戸籍関係の文書を保存していくためにも全国的な対策が必要と思われます。

司会

先ほど小川氏の意見にありました学校資料の保存について、学校の資料は地域の歩みそのものですので、1教室でも資料室として残していくよう、地域の資料保存機関・文書館・教育委員会等から働きかけてほしいと思います。

佐藤 京子（元北海道立文書館）

北海道では、永久保存の財産として収集する文書に対し、廃棄文書と呼称すること自体がふさわしくないという観点から、文書課との話し合いの結果、引き渡し文書と改称しました。何でもなような事ですが、非常に大きな意味を持つものだと思います。

神奈川県では条例の中で収集の規定を設けています。このように高い次元で規定等を設定することは、一般職員に及ぼす力がより強力なものとなります。職員が「残っていたものを保存するための収集だけでなく、これからの資料を残すための収集」であること、「捨てられたものを拾うのではなく、永久保存の財産を作る仕事」であることをもっと高い視点で考え、自信を持って主張していくべきかと思います。

小川

大賛成です。これからは、廃棄文書と呼ばれているものを「保存期間満了文書」とし、そこから「保存文書」と「廃棄文書」に分けていくという概念に変えていただきたいと思います。

これだけのことで、今までの廃棄文書の概念が全て変わってくるのです。

また、これからは文書管理規程及び規則等を条例化していく運動を展開していきたいと思えます。条例化するという事は、「役所の意思の文書管理」から「住民の意思の文書管理」に変わることを示します。

小松

文書のライフサイクルに関連する厳格な言葉へのこだわりについての意見をいただきました。また、収集規則の条例化について、条例は議会で決まるものですから、まさしく住民の意思で行政文書を残すということにつながりません。自治体上層部への働きかけとしては、市史等の編さん関係者を含めての話し合いなども考えられます。私の経験でも、広域行政の近隣市町村史編さんの中で村長と話す機会がありました。

今後の緊急課題としては、自治体・都道府県・全史料協それぞれの規模・単位で啓発活動を行い、内側の職員、外側の住民の双方に対して呼び掛けていくことが必要です。

また、大切な指摘として、住民の財産としての行政文書を守っていくという事が基本であるということ。行政実務の中で抜け落ちてしまいがちな文書に対する意識を、常に持ち続けるような心がける事が必要です。

市町村合併と情報公開条例の制定と行政の電子化の3つの大きな流れに飲まれた途端に、マイクロ化が進むなど原本が廃棄され、一瞬にして行政文書が消えていくでしょう。その動きもあと4、5年先に迫っています。「会として、機関として、個人として」具体的に取り組んでいかなければならないと強く感じました。限られた時間ですので、これにて意見交換会を閉会とさせていただきます。

※交換会発言中の「公文書」「公的文書」「役場文書」「行政文書」等はすべて「行政文書」に統一させていただきました。